

報道発表資料の配付日時 11月14日(火) 8時45分

発表項目 (行事名)	令和5年給与勧告の取扱い等に係る職員団体との最終交渉結果について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	13日深夜、道人事委員会の給与勧告の取扱い等について、職員団体との最終交渉を終えました。詳細は別紙のとおり。		
参考			

報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	総務部人事局人事課(担当者:寺山)		
	TEL	ダイヤルイン	011-204-5026
		内線	22-155
		公用スマホ	011-585-6101(42878)

令和5年給与勧告の取扱い等に係る職員団体との最終交渉結果

13日深夜、本年の道人事委員会の給与勧告に係る取扱い等について、職員団体との最終交渉を終え、次のとおり関係条例案を第4回定例会に提案する予定です。

【勧告を踏まえた改正内容】（実施時期：1～3は令和5年4月1日、4は同年11月1日）

- 1 給料表：給料月額の上上げ
初任給の上上げ（高卒12,000円、大卒11,000円）
若年層に重点を置きつつ、全職員に効果が及ぶよう改定
- 2 期末・勤勉手当：年間支給月数の上上げ
4.40月 → 4.50月（0.10月）
※ 上上げ分は期末手当、勤勉手当を均等に引き上げ
- 3 初任給調整手当：支給限度額の上上げ
医師、獣医師等に支給する手当の支給限度額の上上げ（800円～300円）
- 4 特殊勤務手当：防疫救済作業手当の上上げ
鳥インフルエンザの殺処分に従事した場合の手当額の上上げ
※ 日額380円 → 日額1,470円

【その他】（実施時期：令和6年4月1日）

- ・ 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給
地方自治法の改正を踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する。

■ 令和5年第4回定例道議会に提案予定の条例案

- ・ 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- ・ 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案